

「第4次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」について

【1、計画策定の趣旨】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第二条の3及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に基づき策定（法定計画）

①第1次計画：H17年度策定（計画期間 H18-H20）／ 3年

②第2次計画：H20年度策定（計画期間 H21-H25）／ 5年

③第3次計画：H25年度策定（計画期間 H26-H30）／ 5年

→第3次計画がH30年度をもって終了となるため、社会情勢等の変化を踏まえ、H30年度において第4次基本計画を策定。

【2、第4次DV防止計画策定スケジュール（予定）】

| 日程 | 会議等 | 内容 |
|--------|-----------------|--|
| H30・1 | | |
| H30・2 | 男女共同参画審議会 | 計画改定の報告・意見聴取 |
| H30・3 | | |
| H30・4 | | |
| H30.5 | 第1回庁内検討委員会 | ・計画策定の趣旨及び施策の実施状況 ・スケジュール等を説明し、了承を得る |
| | 男女共同参画審議会 | 計画改定の報告・意見聴取 |
| H30.6 | 第1回ワーキンググループ | ・第1回庁内検討委員会の内容を報告 ・新計画の項目、進め方、分担等について検討 |
| H30.7 | 各課から計画原案の内容提出 | |
| H30.8 | 計画原案とりまとめ | |
| | 第2回ワーキンググループ | 原案に対する意見交換、その他課題検討 |
| H30.9 | 計画素案とりまとめ | (第2回WG結果を踏まえ)計画素案まとめ |
| | 関係機関連絡協議会 | 計画素案に対する意見聴取 |
| H30.10 | 男女共同参画審議会 | 計画素案の審議 |
| H30.11 | 第2回庁内検討委員会 | 計画素案の検討・決定、今後のスケジュール等 |
| | 庁議 パブリックコメント | 1ヶ月 |
| H30.12 | | |
| H31.1 | 庁議 | パブリックコメントを踏まえ、計画報告・決定 |
| | 計画公表 | |
| H31.2 | | |
| H31.3 | | |

配偶者からの暴力に関する現状等について

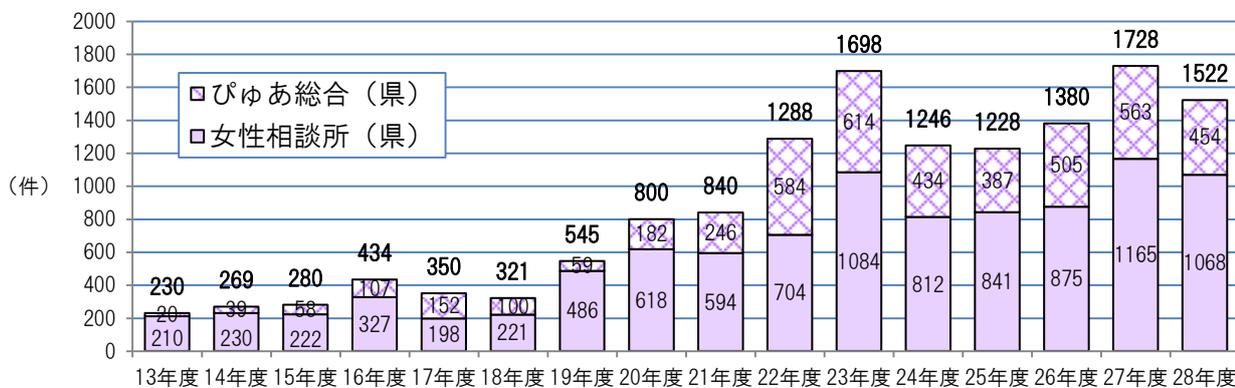
【1、山梨県の配偶者からの暴力に関する状況】

I、相談件数

①配偶者暴力相談支援センター

県の配偶者暴力相談支援センター（女性相談所、ぴゅあ総合の2施設）が受けた相談は、面接・電話を合わせ平成28年度は1,522件であり、平成27年度に比べ若干減少しているものの、長期的に見ると増加している。このうち、交際相手からの暴力についての相談は、平成28年度は37件となっている。

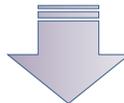
県配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数



②県警察本部

山梨県警察本部で平成28年に受けた相談件数は405件となり、増加の一途を辿っている。

県警察における暴力相談等の対応件数



■課題1■

平成28年度における配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、前年に比べ若干減少したものの、全体的にみて、DV相談の件数は増加の一途にある。相談機関が認知されることで、潜在的な被害が相談につながると考えられる。

■対策■

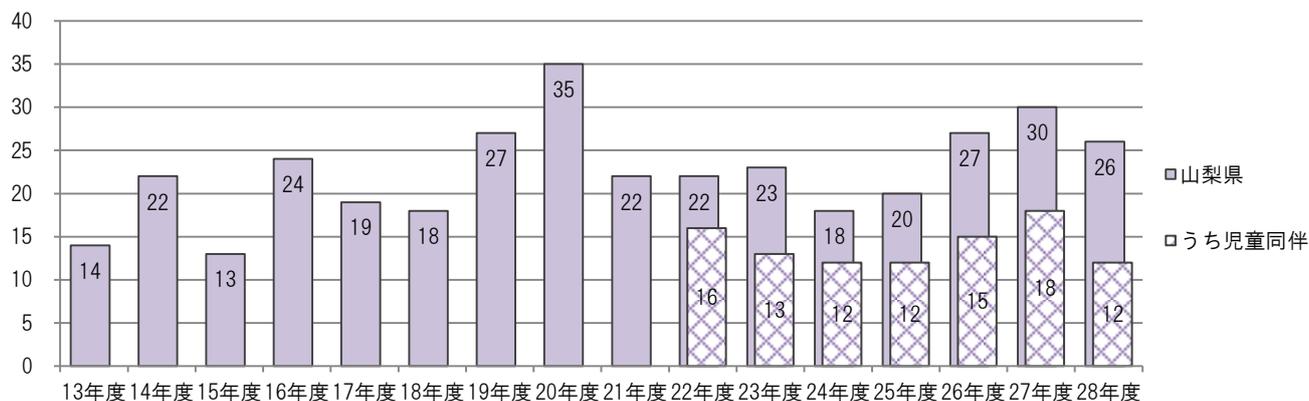
更なる普及啓発等により、相談窓口の周知拡大や、県民意識の醸成を図ることが必要。

また、被害を早期発見につなげるため、多様な被害者(外国人、障害者、高齢者等)に向けた相談機関等の周知、相談体制の充実を図ることも併せて必要。

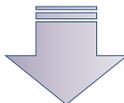
II、一時保護件数

配偶者暴力防止法に基づき、平成 28 年度に女性相談所で一時保護を行った件数は 26 件となった。一時保護全体に占める配偶者からの暴力の割合は依然として高く、また、一時保護における児童同伴の割合も常に一定数いる。

配偶者らの暴力により一時保護された女性の状況（山梨県）



*一時保護…被害者及び同伴する家族が専用の施設で安全に生活を送れるよう、婦人相談所（女性相談所）で一時的に行う保護。



■課題2■

一時保護に対する子ども同伴者の割合は、50%から 60%前後を推移しており、児童相談所との連携が必要なケースもある。(H24 年:67%、H25 年:63%、H26 年:56%、H27 年:60%、H28 年:46%)

■対策■

被害者本人に加え、関係機関と連携した子どもへの心理的ケア等支援の充実を図ることが必要。

III、DV基本計画の策定市町村数

第 3 次 DV 防止計画における目標値は達成しているが、さらに策定する市町村を増やしていく。

また、国の第 4 次男女共同参画基本計画の目標である「市町村における配偶者暴力相談支援センターの数」は、山梨県は 0 となっている。

DV基本計画策定策定市町村（山梨県）

| H24 年度値 | 目標値 | H29 年度値 |
|---------|-------------|---------|
| 2 市町村 | 9 市町村 (H30) | 17 市町村 |



■課題3■

H30 年 2 月現在、DV基本計画策定市町村は 17、配偶者暴力相談支援センター設置は 0。(「3 次 DV 防止計画」成果目標、「国第 4 次男女共同参画計画」成果目標より)

■対策■

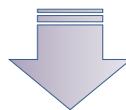
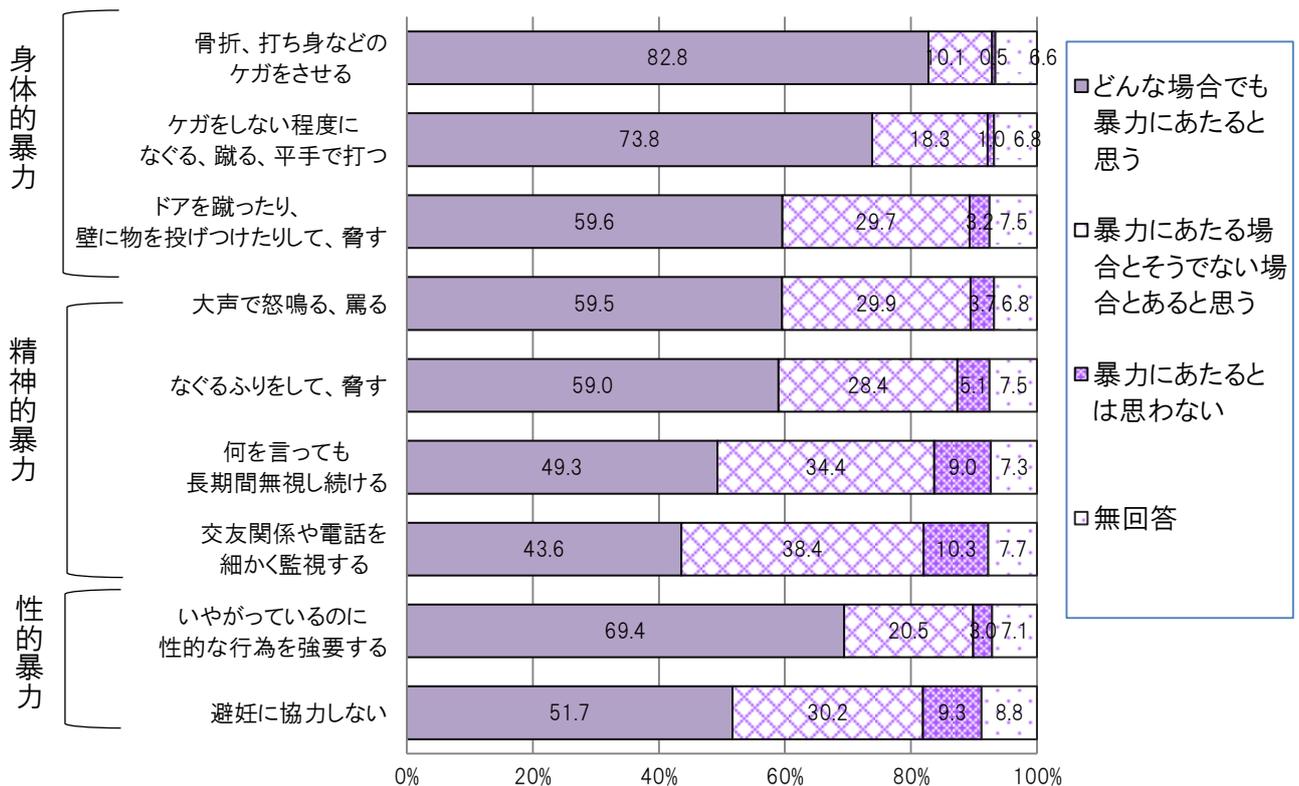
地域に根差したきめ細かな支援のために、市町村 DV 計画策定等による支援体制を強化する。また、研修会・情報提供等により市町村窓口の体制を充実させる。

【2、山梨県県民意識・実態調査（H27）】

I、女性に対する暴力の状況

夫婦間の身体的暴力および性的暴力については、約6割以上の方が暴力であると考えている一方、何を言っても長時間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する等の精神的暴力については暴力と認識している人が約半数に満たない状況である。

夫婦間の暴力と認識される行為



■課題4■

避妊に協力しないことや、ドアを蹴ったり壁に物を投げつけたりして脅すこと、また、精神的暴力に対する認識が希薄である。配偶者からの暴力を未然に防止するには、一人ひとりが配偶者からの暴力は重大な人権侵害であるということを認識することが重要である。

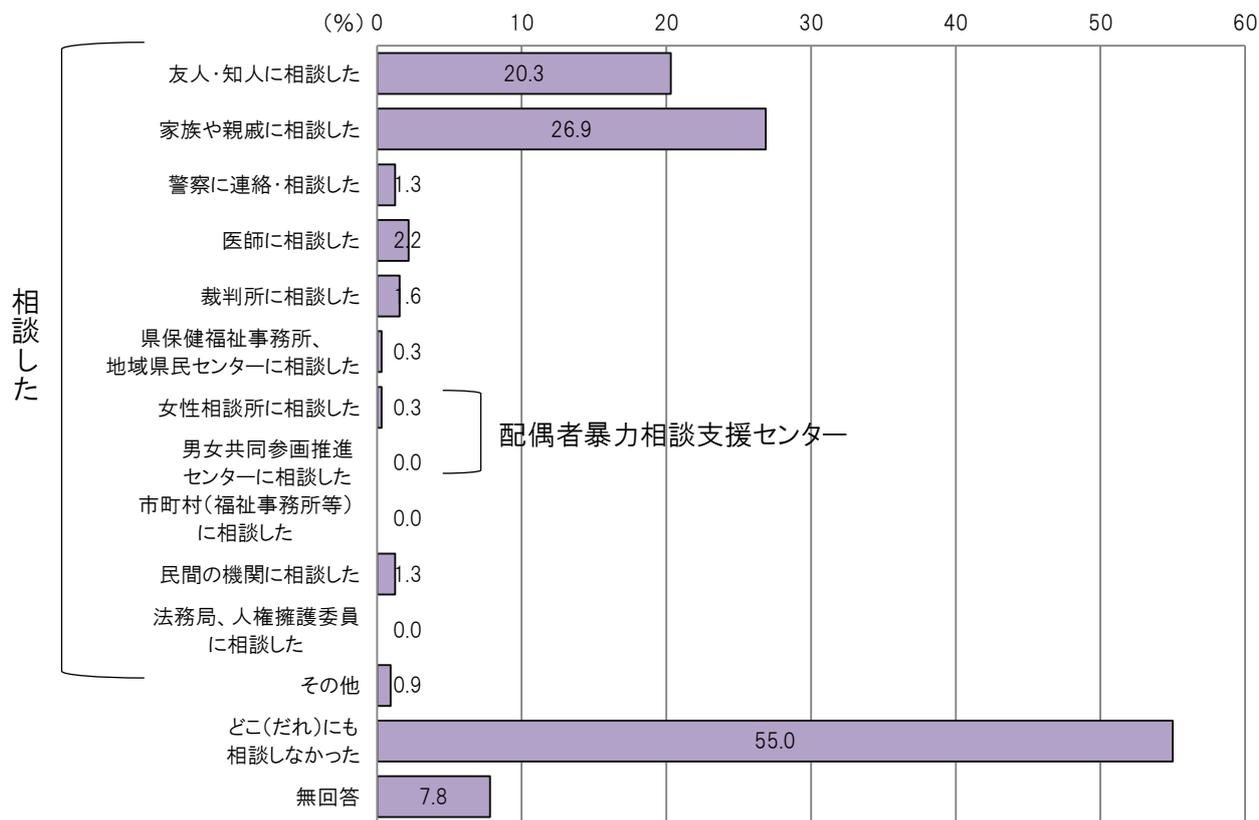
■対策■

DVIに対する正しい知識を普及し、これらの行為も暴力であり、重大な人権侵害にあたるということを引き続き普及啓発していく必要がある。

II、女性に対する暴力の相談状況

配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人のうち、誰にも相談しなかった人の割合は約半数であり、専門機関である配偶者暴力相談支援センターに相談した人はほとんどいないという状況となっている。

配偶者から受けた行為について誰かに相談したか



<相談しなかった理由(H27年調査)>

「相談するほどのことではないと思った」が64.3%と最も多く、「自分も悪いところがあると思った」(28.7%)、「自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていると」(21.7%)と続いている。また、「どこへ相談していいかわからなかった」が7%であった。



■課題5■

半数以上の人々が相談しなかった理由が「相談するほどのことではない」、「自分も悪いところがある」であったのは、DVに関する認識が不足していることなどが一因として考えられる。また、配偶者暴力相談支援センターに相談した人の割合が低いことも見てとれる。

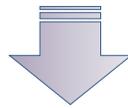
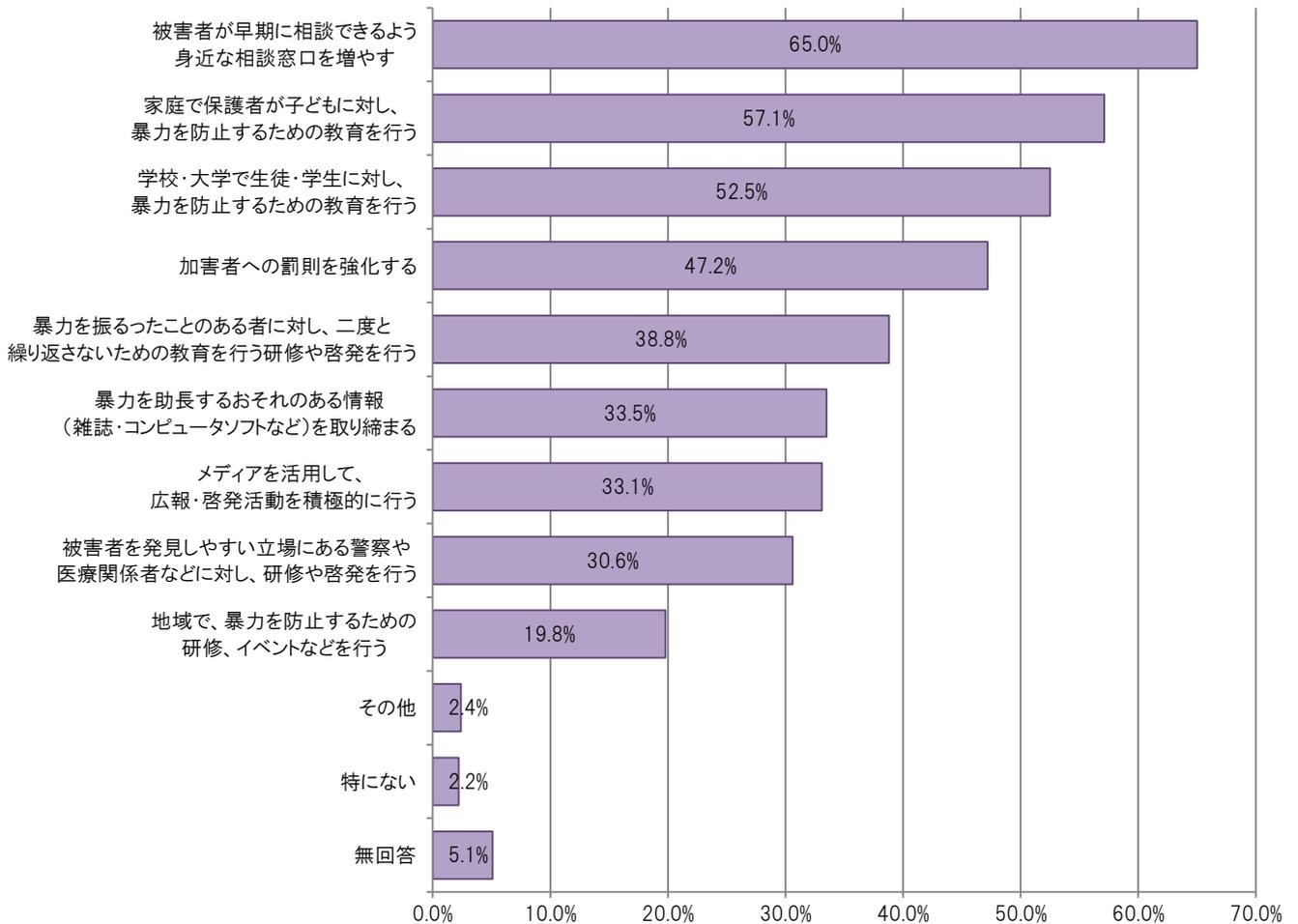
■対策■

配偶者からの暴力の重大性等について、一層広く普及啓発等を行うことが必要。相談機関を周知し、DVの相談を受けた人(友人、知人、家族など)から相談機関へとつなげていくことも考える必要がある。

Ⅲ、暴力を防止するために必要なこと

男女間における暴力を防止するために必要なことは「被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やす」という回答が最も多く、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」の2項目が半数以上で続きます。

男女間における暴力を防止するためには、どのようなことが必要だと思うか



■ 課題6 ■

男女間における暴力を防止するために必要なことは、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす。」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う。」「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う。」という回答が半数を超える。

■ 対策 ■

身近な相談窓口である市町村に対して、DV相談窓口の周知を促し、また県の窓口(配偶者暴力相談支援センター)についても、より広く周知していく。また、若年層へのDVに対する理解の促進、特に学校における教育等をより強化していく。

【3、平成29年度県民生活・男女参画課の取組状況】

①啓発パンフレットの作成・配布

- ◇デートDV防止啓発リーフレット「デートDVこれって愛？」(14,000部)
県内高校の新入生等に配布
- ◇DV・デートDV防止啓発リーフレット「DV・デートDVは身近な問題です！」(5,000部)
市町村、関係機関、人権擁護委員、民生・児童委員に配布予定(3月)

② 教職員向けデートDV研修会…教職員を対象としたデートDV防止研修会を実施

- 日時 平成29年11月14日
- 演題 「デートDVの防止にとって大切なことは～その実態と対応について～」
- 講師 NPO法人湘南DVサポートセンター理事長 瀧田信之 参加者約50名(甲府一高)
- 内容 デートDV防止教育の現状、必要性、相談があった場合の被害者・加害者への対応等

③ 県民講演会の開催…県民を対象としたDV防止や被害者保護について考える講演会を開催

- 日時 平成29年11月7日
- 講演 「『傷ついた心』の支え方～身近な私たちにできること～」
- 講師 中島幸子 NPO法人レジリエンス代表 参加者約110名(ぴゅあ総合)
- 内容 暴力や虐待の論理、DV防止・被害者支援の重要性等

④ 企画展示等の実施

- ◇DV、児童虐待等の暴力について「暴力はダメ！」の思いを形にした「パープルリボン」を県民から募集し「女性に対する暴力をなくす運動期間」中に、パネル等と共に展示(ぴゅあ総合)
- ◇商業施設「ココリ」の壁面パープルライトアップ(11/12・11/25)
- ◇県庁別館南側の壁面パープルライトアップ(11/13～20)

⑤ DV相談カードを活用したDV被害者支援事業

相談機関の連絡先を記載したカード(女性が財布などに隠し持つことができる名刺サイズ)を、市町村、関係機関、病院、地域の民生・児童委員に配布し、設置や配布を依頼して、これらを広く活用することでDV被害者を相談機関につなげていき、潜在的被害者の減少を図っている。

【4、国の状況(法律・基本方針)】

- ◎「配偶者暴力防止法」…平成26年1月3日施行
(改正のポイント…適用対象の拡大)

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても法律を準用することが追加される。→県第3次DV防止計画(平成27年3月策定)に反映済み

- ◎「基本方針」…平成24年最終改正
→県第3次DV防止計画策定時から改正なし

第3次山梨県DV防止計画と課題

■課題4■

避妊に協力しないことや、ドアを蹴ったり壁に物を投げつけたりして脅すこと、また、精神的暴力に対する認識が希薄である。配偶者からの暴力を未然に防止するには、一人ひとりが配偶者からの暴力は重大な人権侵害であるということを認識することが重要である。(「H27県民意識・実態調査」より)

■対策■

DVに対する正しい知識を普及し、これらの行為も暴力であり、重大な人権侵害にあたるということを引き続き普及啓発していく必要がある。

■課題5■

半数以上の人々が相談しなかった理由が「相談するほどのことではない」、「自分も悪いところがある」であったのは、DVに関する認識が不足していることなどが一因として考えられる。

また、配偶者暴力相談支援センターに相談した人の割合が低いことも見てとれる。(「H27県民意識・実態調査」より)

■対策■

配偶者からの暴力の重大性等について、一層広く普及啓発等を行う必要がある。また、相談機関を周知し、DVの相談を受けた人(友人、知人、家族など)から相談機関へとつなげていくことも考える必要がある。

■課題6■

「男女間の暴力防止に必要なだと考えること」では、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす。」「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う。」「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う。」という回答が半数を超える。(「H27県民意識・実態調査」より)

■対策■

身近な相談窓口である市町村に対して、DV相談窓口の周知を促し、また県の窓口(配暴センター)についても、より広く周知していく。また、若年層へのDVに対する理解の促進、特に学校における教育等をより強化していく。

■課題1■

平成28年度における配偶者暴力相談支援センターの相談件数は、前年に比べ若干減少したものの、全体的にみて、DV相談の件数は増加の一途にある。相談機関が認知されることで、潜在的な被害が相談につながると考えられる。(「H27県民意識・実態調査」、県警察本部より)

■対策■

更なる普及啓発等により、相談窓口の周知拡大や、県民意識の醸成を図ることが必要である。また、被害を早期発見につなげるため、多様な被害者(外国人、障害者、高齢者等)に向けた相談機関等の周知、相談体制の充実を図ることも併せて必要と考える。

■課題2■

一時保護に対する子ども同伴者の割合は、50%から60%前後を推移しており、児童相談所との連携が必要なケースもある。(H24年:67%、H25年:63%、H26年:56%、H27年:60%、H28年:46%)(女性相談所より)

■対策■

被害者本人に加え、関係機関と連携した子どもへの心理的ケア等支援の充実を図ることが必要である。

■課題3■

H30年2月現在、DV基本計画策定市町村は12、配暴センター設置は0。(「3次山梨県DV防止計画」成果目標、「国第4次男女共同参画計画」成果目標より)

■対策■

地域に根差したきめ細かな支援のために、市町村DV計画策定等による支援体制を強化する。また、研修会・情報提供等により市町村窓口の体制を充実させる。

| 基本目標 | 重点目標及び施策の方向 |
|-------------------------|--|
| I 配偶者からの暴力を許さない社会づくり | 1 暴力を許さない社会の実現に向けた普及啓発の実施 (1) 配偶者からの暴力防止に向けた啓発・広報の推進 |
| | 2 配偶者からの暴力被害発見への取組の充実 (1) 早期発見に向けた体制づくり (2) 通報への適切な対応 |
| | 3 未然防止対策としての若年層への取組の充実 (1) 暴力の未然防止に向けた理解の促進 (2) 学校における教育等の実施 |
| II 相談・保護体制の充実 | 4 安心して相談できる環境の整備 (1) 相談につなげる体制整備 (2) 配偶者暴力相談支援センターの機能強化 (3) 婦人相談員等による適切な支援 (4) 警察における支援 (5) 地域における相談体制の充実 |
| | 5 外国人・障害者・高齢者への配慮 (1) 外国人・障害者・高齢者への対応の充実 |
| | 6 緊急時の安全確保及び一時保護の充実 (1) 緊急時における安全の確保 (2) 一時保護体制の充実 |
| | 7 保護命令に対する適切な支援と対応 (1) 保護命令制度への対応 |
| III 自立支援の充実 | 8 被害者への総合的な支援 (1) 福祉制度を活用した支援の実施 (2) その他被害者への適切な情報提供・支援 |
| | 9 就業支援の実施 (1) 就業に向けた情報提供・助言 (2) 就業支援機関の活用 |
| | 10 住宅確保に係る支援の充実 (1) 住宅への入居支援 |
| | 11 子どもに対する支援の実施 (1) 子どもへの支援の実施 (2) 子どもが安心して生活できる環境整備 |
| IV 職務関係者による適切な配慮 | 12 被害者への配慮 (1) 被害者の立場に立った対応・情報保護の徹底 |
| | 13 職務関係者の資質向上のための取組の実施 (1) 職務関係者の資質向上 |
| V 施策推進のための連携体制の強化 | 14 関係機関との連携強化 (1) 関係機関連絡協議会等の開催 (2) 被害者支援のためのネットワークの強化 |
| | 15 市町村における支援体制の強化 (1) 市町村への支援の推進 |
| | 16 民間団体等との連携と協働 (1) 民間団体等との連携の促進 (2) 民間団体等と連携した人材の育成 |
| | 17 苦情の適切かつ迅速な処理体制の整備 (1) 苦情の適切かつ迅速な処理 |
| | 18 調査研究の推進 (1) 被害者保護に関する調査 (2) 加害者更正に向けた調査研究 |